

あなたも香川県教職員組合三観支部の仲間になりませんか！ よりよい民主教育と働きやすい職場づくりの推進を！

— 香教組三観支部 —



発行所
三豊教育会館内
香教組三観支部
編集 人情宣部
Tel 0875-25-3761
http://www.niji.jp
/ home/kazuo-t
/ mitoyosibu1

香教組に加入希望の人は、近くの組合員にいつでも連絡・相談して下さい。よろしく

4月10日、香教組三観支部は三豊教育会館で定期大会を開催しました。大会では二〇二〇年度の活動の総括、会計報告、会計監査報告に基づき議事を進行し、二〇二一年度の方針と予算案について活発な討議を行い満場一致で採択しました。
また、二〇二一年度役員選挙では石川謹章支部長など新役員が選出されました。

○一年単位の 変形労働時間制 ○発議案第2号

2月の県議会で県教委（工代祐司教育長）から「給特法条例の一部改正案（一年単位の変形労働時間制）」が提出されました。これに対して香教組（石川謹章委員長）は、この条例改正に反対する「陳情書」を県議会に提出しました。3月19日の県議会閉会時に、惜しくもこの条例改正案

は可決されました。しかし、香教組が反対運動をした結果が功を奏したのか、県議会からは、「発議案第2号」が発議されました。（左に掲載）その中で、議会は県教委に対して厳しい留意点を指摘しています。
① 見せかけの労働時間短縮でなく、月45時間を超える者を早急になくすこと。
② 付帯決議が守られることを前提とした条例制定であることを認識し制度の運用にあたること。
③ 前年度に在校等上限時間が

月45時間、年間360時間を超えた教育職員には適用されないこと、職務命令事項でないこと。
④ 利用状況を把握し、目的どおり役割が果たせているかを検証すること。
（令和3年3月19日 香川県議会）
香教組、香教組三観支部ではこの「発議案第2号」を受け、真の労働時間の短縮（働き方改革）運動を更に強化して行きます。共に闘いましょう！



2021.4.10 三観支部定期大会 三豊教育会館

「私が先生になったとき」

私が先生になったとき
自分が真理から目をそむけて子どもたちに本当のことが語れるのか

私が先生になったとき
自分が未来から目をそむけて子どもたちに明日のことが語れるのか

私が先生になったとき
自分が理想を持たないで子どもたちにいたいどんな夢が語れるのか

私が先生になったとき
自分が誇りを持たないで子どもたちに胸を張れと言えるのか

私が先生になったとき
自分がスクラムの外にいて子どもたちに仲よくしろと言えるのか

私が先生になったとき
ひとり手を汚さず自分の腕を組んで子どもたちにがんばればと言えるのか

私が先生になったとき
自分のたたかいから目をそむけて子どもたちに勇気を出せと言えるのか

私が先生になったとき
.....



（作者不詳）

発議案第2号

議案第15号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例議案にかかる附帯決議(案)

今県議会で可決された義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正、いわゆる1年単位の変形労働時間制の導入については、改正給特法制定の際、これまでに例のないほど多項目にわたる附帯決議が衆参両院においてつけられ、その実施は、あくまで教員の長時間労働解消に資すると判断できる状況を前提としている。

香川県教育委員会も条例改正するにあたって、数々の懸念の声が寄せられる状況を重く受け止め、関係団体との協議を重ねながら丁寧に制度実施の前提条件について共通認識の醸成に努めてきている。

しかし、現場の実態は労働基準法が超えてはならないと定める月45時間どころか、過労死ラインと呼ばれる月80時間を超える職員も見受けられる状況である。また、条例改正によって制度の導入が前提となり、かえって表面だけを取り繕い、制度導入前より忙しくなることはあってはならない。

県教育委員会は引き続きこの懸念を払しょくし、決して変形労働時間制が長時間労働を固定化するものではないことを結果として示していく責務がある。

そこで、本制度が現場段階で曲解されて運用されることのないよう、導入、運用にあたって、下記の4項目に留意して取り組むべきである。

記

- 1 働き方改革の推進にあたっては、見せかけの労働時間短縮でなく、真の労働時間の短縮を図るものでなくてはならない。とりわけ、労働基準法が定める月45時間を超える者を早急になくすこと。
- 2 服務監督権者である教育委員会及び校長は、衆参両院においてつけられた附帯決議が守られることを前提とした条例制定であることを認識し、制度の運用にあたらなければならない。
- 3 本制度は、前年度に在校等上限時間が月45時間、年間360時間を超えた教育職員には適用されないこと、制度の利用は個人の選択であり職務命令事項でないことを職員に周知すること。
- 4 県教育委員会は制度の利用状況を把握し、目的どおり役割が果たしているかを検証すること。

以上、決議する。

令和3年3月19日

香 川 県 議 会

定期大会は、

石川支部長のあいさつのあと、石川謹章香教組委員長、三豊・観音寺の教育をよくする会の澁谷光博会長、学校生協の高井和雄理事長から祝辞がありました。

議事の中では、職場の話題や人事異動についての話題で盛り上がりました。また、三豊支部は、これまで「三豊支部」という名称でやってきましたが、今回の定期大会において、「三豊観音寺支部（三観）」と名称を改めました。そして、今後の教育の情勢についても話し合いました。

次に、退職される組合員（書記さん）に感謝して記念品を贈呈しました。最後に、役員選挙を行い役員が選ばれました。（写真）